

申告相談を予定されている皆さんへ

税務署の確定申告と町の申告相談が始まります。会場内の混雑や新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、ぜひスマホやパソコンを使った申告方法をご利用ください。

●申告方法①：スマホ・パソコンで申告

国税庁ホームページ(申告書作成コーナー)で申告書を作成し、スマホまたはパソコンから申告書データを提出します。

●申告方法②：郵送で申告

国税庁ホームページ(申告書作成コーナー)で申告書を作成し、申告書を郵送で提出します。
(提出先：秩父税務署 〒368-8666 秩父市日野田町1-2-41)

※令和4年12月号や町ホームページで詳しく説明しています。



〈申告書作成コーナー〉



〈町ホームページ〉

<申告が不要な場合(例示)>

- ・給与所得者ですべての給与所得について年末調整を行なったかた
 - ・公的年金の収入金額が400万円以下のかた
- ※いずれも、給与・年金以外の所得があるかたや各種所得控除を追加適用したいかたを除きます。

<申告が必要な場合(例示)>

- ・事業所得(営業・農業)や不動産所得のあるかた
- ・給与所得者で給与以外の所得があるかた
- ・シルバー人材センター分配金や不動産の譲渡所得、保険の満期保険金や解約還付金などがあるかた
- ・その他(国保加入者、町営住宅入居者、公的な機関から申告するよう言われているかたなど)

収入ゼロの申告のみ行う場合

町へ収入ゼロの申告をすることを希望される場合、ご自身で申告書を作成のうえ、郵送や持参により提出をお願いしています。詳しくは税務課へお問い合わせください。

《①・②の方法で申告が行えない場合》

※以下のいずれの会場も新型コロナウイルス感染防止対策を行います。

●申告方法③：秩父税務署の申告相談会場で申告

【開設期間】 2月9日(木)～3月15日(水)(土、日曜日および祝日を除く)

※2月15日(水)以前は還付申告のかたが対象です。

【受付時間】 午前8時30分～午後4時(提出は午後5時) ※相談開始は午前9時からです。

【申告会場】 秩父税務署内(秩父市日野田町1-2-41)

【その他】 ・会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

※入場整理券は会場当日配付、または、LINEでも事前発行しています。

・スマホをお持ちの場合、基本的にスマホを利用して会場申告書を作成していただきます。
(この機会にスマホ申告に挑戦してみましよう!)